国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 仮徴収（4月・6月・8月の年金天引き）が始まります

◆対象となるかた
年額18万円以上の年金を受給しているかたで、介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超えないかた
また、国民健康保険の場合は、加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主

◆仮徴収の金額
・平成27年2月現在、特別徴収となっているかた
↓平成27年2月の天引き額と同額
・新たに特別徴収の対象となったかた
↓前年度の保険料（税）年額の6分の1の額（仮徴収開始通知書を郵送します）

平成27年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が確定したのち、仮徴収額を差し引いた残りの保険料（税）を10月・12月・2月に支給される年金から徴収させていただきます。

特別徴収による納付については、申請により口座振替に変更することができます。取扱金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてから、受け取った口座振替依頼書の「本人控え」「被保険者証」と「認印」を持参のうえ、保険年金課または窓口センターへ申し出をしてください。

引き続き年金からの天引きを希望されるかたは、手続きは不要です。

■お問合せ
保険年金課　岩井仮設庁舎
・国民健康保険
内線１７３２
・後期高齢者医療保険
内線１７３６

ばんどう まちづくり

坂東市長　吉原英一

安全・安心・そして安定した水の供給を目指して

坂東市の水道事業は、市民のみなさんの公衆衛生の向上と生活環境の改善、安定した水道水の供給を目指し管理運営をしてきました。

岩井地域では昭和50年に、猿島地域では昭和56年に事業に着手し、それぞれ昭和53年、昭和60年から給水を開始、その後、水需要増加への対応と未普及地区を解消するため、数回の拡張事業を実施してきました。

この間、猿島地域では、老朽化した水道管に付着した鉄・マンガンなどを起因とする赤水が頻繁に発生したため、市民のみなさんには多大なご心配をおかけしました。その赤水対策として、老朽化した水道管の更新と猿島浄水場の処理施設の改善を、平成21年から重点的に進めた結果、当初の計画より4年早く事業が完了し、平成24年には赤水の収束報告会を執り行うことができました。

現在では、水道の普及率は約81パーセントとなり、市内全域を給水区域として各家庭に安全で安心な水を供給しています

市民生活に重要なライフラインである電気・ガス・水道・電話については、普段の生活において、「蛇口を開ければ水が出る」「スイッチを押せば灯りがともる」「ガスを使い煮炊きもできる」といったように何気なく使用していますが、ある日、突然、災害が発生し、断水や停電などライフラインがストップすることが起こりうることは十分に考えられます。

先の東日本大震災において、被災地では、ライフラインに甚大な被害が発生しました。坂東市の水道においても、一部の地区で水道管の破損による断水が発生し、市民の生活に支障がでました。

これらのことを十分に踏まえ、災害に備えるため、震災後には浄水場などの重要施設の耐震診断を行ってきました。その結果に基づき、岩井浄水場の耐震化と設備の更新を行うため、現在、新配水ポンプ棟の建設工事を進めているところです。

また、設置後約40年が経過し、老朽化が進んでいる水道管についても、今後、耐震化を含めた更新事業を進め、安全・安心、そして安定的に水道水を供給できる強固で強靭な水道事業を目指します。